

中濃地区陸上競技協会規約

(名称)

第1条 本協会は、中濃地区陸上競技協会と称する。

(事務所)

第2条 本協会の事務所は、事務局長宅に置く。

(目的)

第3条 本協会は、(一財)岐阜陸上競技協会(以下「岐阜陸協」と言う)の加盟団体として、中濃地区における陸上競技全般を統轄し、これを代表する団体であって、アマチュア陸上競技の普及振興を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1)陸上競技に関する競技の研究及び指導に関する事。
- (2)陸上競技に関する教室及び講習会を開催する事。
- (3)陸上競技に関する中濃地区競技大会の開催及びその他の競技大会を開催する事。
- (4)陸上競技に関する審判員の養成及び技術の向上を図ること。
- (5)その他、本協会の目的達成に必要な事業。

2 前項に定める事業は、地域を次の2地区に分類して行うことが出来るものとする。

- (1)美濃地区 関市、美濃市、郡上市
- (2)可茂地区 美濃加茂市、可児市、加茂郡、可児郡

(構成及び会員)

第5条 本協会は、中濃地区内の岐阜陸協に登録している陸上競技団体及びクラブ(以下「加入団体」と言う)あるいは岐阜陸協に登録していない陸上競技団体及び陸上競技を愛好するクラブ等(以下「愛好会等」と言う)を構成団体とし、構成団体に所属する会員をもって会員とする。

(加入団体及び愛好会等)

第6条 加入団体及び愛好会等は、地区内に活動拠点を有し、理事会の承認を得たものをいい、地区内に住居又は地区内の事業所に勤務するもので組織されているものとする。

(脱退)

第7条 構成団体は、本協会を組織する団体として不適当と認められるに至ったときは、理事会の同意を経てこれを脱退させることができる。

(協力団体)

第8条 中濃地区の中学校体育連盟(以下「中体連」と言う)又は、高等学校体育連盟(以下「高体連」と言う)の陸上競技部及び大学陸上競技連合(以下「地区学連」と言う)を協力団体として認める。

(役員の設置)

第9条 本協会に、次の役員を置く。

- (1)会 長 1名
- (2)副会長 若干名
- (3)理事長 1名
- (4)理 事 若干名
- (5)監 事 2名

- 2 会長は前項に定めるものの他、理事会の承認を経て、名誉会長、顧問、参与、相談役を委嘱することができる。

(役員の選出)

第10条 理事は、会員の中から互選する。そのうち理事長を1名置く。

- 2 会長及び副会長は、理事の中から理事会の決議により推薦し、総会で承認を得る。
- 3 監事は、理事の中から理事長が選任する。
- 4 理事長は協力団体から推薦のあったそれぞれ1名を理事として選任できる。ただし、当該理事は第1項に定める理事を兼ねることができる。

(役員の職務)

第11条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1)会長は、本協会を代表し会務を統括する。
- (2)副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時はその職務を代行する。
- (3)理事長は、会長の命を受け本協会の会務を掌理し、必要な事項を処理する。
- (4)理事は、理事長を補佐し業務を処理する。
- (5)監事は、本協会の会計を監査する。

- 2 会員の中で岐阜陸協に登録しているものの中から互選で、岐阜陸協評議員に2名を推薦する。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた時は、後任者を選任する。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第13条 本協会に事務局を置き、事務局長及び事務員を置く。

- 2 事務局長及び事務員は理事長が任命する。
- 3 事務局長及び事務員は理事長の命を受けて本協会の事務を掌るほか会計業務を処理する。
- 4 事務局長及び事務員は、第10条1項及び11条2項の役職を兼務することが出来る。
- 5 事務局は、理事会及びその他の会議に出席して意見を述べる事が出来る。

(理事会)

- 第14条 理事会は、会の執行機関であつて、理事長、及び理事をもって構成し必要に応じて理事長が召集する。
- 2 理事会は、理事の3分の2以上の出席(委任状提出者を含む)をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決定する。
- 3 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(役員会)

- 第15条 役員会は会長、副会長、理事長、理事、監事をもって構成し、年1回理事長が召集する。
- 2 役員会は3分の2以上の出席(委任状提出者を含む)によって成立する。
- 3 役員会の決議は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決定する。
- 4 役員会は次の事項を決議する。
- (1)予算、決算及び事業報告の承認に関する事項。
- (2)役員の決定及び承認に関する事項。
- (3)その他理事長が必要と認めた事項。
- 5 役員会の議長は理事長が指名する。

(総会)

- 第16条 総会は、会の決議機関であつて第5条の会員をもって構成し、理事長が召集する。
- 2 総会は、会員の3分の2以上の出席(委任状提出者を含む)をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決定する。ただし、次項の4号に規定する場合にあっては、出席者の3分の2以上で決する。
- 3 総会は次の事項を決議する。
- (1)会運営に関しその目的のために必要な事項。
- (2)規約の制定並びに改廃に関する事項。
- 4 総会の議長は、理事長が指名する。

(専決事項)

- 第17条 理事長は、理事会において行ふべきことで臨時急施を要し理事会を招集する時間がないと認めるときはこれを専決することができる。
- 2 理事長は、前項に規定する専決処分については直近の理事会においてこれを報告し承認を求めなければならない。

(経費)

- 第18条 本協会の事業遂行に必要な経費は、次のものをもってあてる。
- (1)事業収入
- (2)寄附金及び補助金
- (3)その他の収入

(事業年度)

第 19 条 本協会年度は、4 月 1 日に始まり 3 月 31 日に終わる。

(決算)

第 20 条 本協会の決算は、監事の監査を受けた上で総会の議決を得なければならない。

(専門委員会)

第 21 条 第 3 条の目的を達成するため次の専門委員会を置き、本協会の業務を分掌させる。

(4)総務委員会

(5)競技・普及委員会

2 各委員会の分担は、役員の中から会長が指名する者が担当する。

(総務委員会)

第 22 条 総務委員会は、次の事項を処理する。

(6)総会・理事会等に関する事項。

(7)規約その他諸規程に関する事項。

(8)陸上競技審判員の育成及び審判技術の向上に関する事項。

(9)その他、本協会の運営に関する事項。

2 総務委員会の中で美濃地区に所属する者の中から互選で 1 名を中濃体育協会理事として選出する。

(競技・普及委員会)

第 23 条 競技・普及委員会は、次の事項を処理する。

(10) 本協会が主催及び主管する競技大会などの運営に関する事項。

(11) 選手の強化、育成に関する事項。

(12) 陸上競技施設及び用器具の整備に関する事項。

(13) その他、陸上競技の推進及び普及に関する事項。

(細則)

第 24 条 本規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

第 12 条に定める役員の任期は、平成 27 年 4 月 1 日からとする。

平成 7年 4月 1日
改正平成 8年 3月 23日
平成 9年 10月 7日
平成 16年 9月 12日
平成 17年 6月 18日
平成 18年 3月 4日
平成 19年 3月 11日
平成 27年 6月 21日
令和 元年 6月 23日